

○栃木県道路占用料徴収条例

昭和二十八年三月二十三日

栃木県条例第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十九条の規定に基づき、栃木県道路占用料徴収条例を次のように定める。

栃木県道路占用料徴収条例

(目的)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)第三十九条の規定に基づき、県が道路の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法について定めることを目的とする。

(昭五一条例二二・一部改正)

(占用料の額)

第二条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。)第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次条第一項及び別表の備考第八号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 知事は、前項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占有物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定めることができる。

(昭五一条例二二・全改、平九条例一〇・一部改正)

(占用料の徴収方法)

第三条 知事は、道路の占用について、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立したとき(電線共同溝に係る占有にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に

より許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立したとき(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したときが当該許可をし、又は当該協議が成立したときと異なる場合には、当該敷設工事を開始したとき))は、前条の規定により算出された占用料を一括して直ちに徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を年度当初において、一括して徴収するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、占用料を一括して納入させることが困難であると認める場合は、これを分割して納入させることができる。
- 3 既に納付した占用料は、返還しない。ただし、法第七十一条第二項により許可を取り消した場合は、その翌月以降の料金(日額をもつて占用料を徴収するものにあつては、その翌日以降の料金)は返還することができる。

(昭三二条例一〇・昭五一条例二二・平九条例一〇・一部改正)

(占用料の減免)

第四条 知事は、占用が次の各号の一に該当すると認めたときは、占用者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

- 一 法第三十九条第二項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業のために占用するとき。
- 二 公衆の用に供する軌道、電気、ガス、水道又は下水道の事業のために占用するとき。
- 三 水管、下水管又はガス管の各戸引込管の設置のために占用するとき。
- 四 前各号の外、知事が特に必要があると認めたとき。

(昭五一条例二二・一部改正)

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和二十八年四月一日から施行し、昭和二十七年十二月五日から適用する。
- 2 この条例の施行の際現に占用している道路の占用料については、その占用期間の満了までは、なお、従前の例による。

附 則(昭和三三年条例第四九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十四年一月一日から施行する。
- 3 この条例施行の際現に道路法(昭和二十八年法律第三十六号)第三十二条第一項の規定により占用している道路の占用料については、その占用期間の満了までは、この条例第

十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和四六年条例第一四号)

- 1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和五十一年条例第二二号)

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可を受け、又は第三十五条の規定による協議が成立して占用している道路に係る占用料の額及び徴収方法については、なお従前の例による。

附 則(昭和五六年条例第七号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五九年条例第八号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年条例第一四号)
この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第一〇号)
この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二一号)
この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五九号)
この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第三八号)
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第四三号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第六三号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第四一号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第一五号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第六十二号)

この条例は、令和四年一月一日から施行する。

附 則(令和四年条例第三十五号)

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

附 則(令和五年条例第四十三号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

別表(第2条関係)

(昭46条例14・全改、昭51条例22・昭56条例7・昭59条例8・昭63条例14・平9条例10・平19条例21・平20条例59・平23条例38・平25条例43・平26条例63・平29条例41・令3条例15・令3条例62・令4条例35・令5条例43一部改正)

占有物件		占有料(単位 円)			
		単位	所在地		
			第3級地	第4級地	第5級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570	480	430
	第2種電柱		870	730	670
	第3種電柱		1,200	990	900
	第1種電話柱		510	430	390
	第2種電話柱		810	680	620
	第3種電話柱		1,100	940	850
	その他の柱類		51	43	39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4	4
	地下に設ける電線その他の線類		3	3	2

	路上に設ける変圧器		1個につき1年	490	420	380	
	地下に設ける変圧器		占有面積1平方メートルにつき1年	300	260	230	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,000	850	780	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			420	360	330	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	870	590	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	850	780	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	21	18	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30	26	23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45	38	35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61	51	47	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91	77	70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	100	93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	180	160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	260	230	
	外径が1メートル以上のもの			610	510	470	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	3	3	2
					10	9	8
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	810	680	620	

	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510	430	390
		地下に設けるもの		300	260	230
	その他のもの			1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.004		
		階数が2のもの		A×0.006		
		階数が3以上のもの		A×0.007		
	上空に設ける通路			900	430	290
	地下に設ける通路			540	260	180
	その他のもの			1,000	850	780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18	9	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	180	87	59
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	87	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	870	590
	標識		1本につき1年	810	680	620
	旗ざお		1本につき1月	180	87	59
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18	9	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180	87	59
	アーチ		1基につき1月	1,800	870	590

令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	850	780
令第7条第3号に掲げる施設			A×0.031		
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1年	180	87	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100	85	78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		A×0.012	A×0.014	A×0.017
	上空に設けるもの		A×0.017		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A×0.004		
		階数が2のもの	A×0.006		
		階数が3以上のもの	A×0.007		
その他のもの		A×0.025			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A×0.015	A×0.019	A×0.022
	その他のもの		A×0.011	A×0.014	A×0.015
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A×0.022		
	その他のもの		A×0.011	A×0.014	A×0.015
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A×0.015	A×0.019	A×0.022
	上空に設けるもの		A×0.022		
	その他のもの		A×0.031		
令第7条第12号に掲げる器具			A×0.025		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		A×0.015	A×0.019	A×0.022
	上空に設けるもの		A×0.022		
	その他のもの		A×0.031		
令第7条第14号に掲げる施設			A×0.031		

備考

- 1 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によ

るものとする。

- (1) 第3級地 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、河内郡上三川町、下都賀郡壬生町及び同郡野木町の区域をいう。
 - (2) 第4級地 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀郡益子町、同郡市貝町、同郡芳賀町及び塩谷郡高根沢町の区域をいう。
 - (3) 第5級地 那須烏山市、芳賀郡茂木町、塩谷郡塩谷町、那須郡那須町及び同郡那珂川町の区域をいう。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
 - 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
 - 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
 - 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
 - 6 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
 - 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
 - 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1年未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは1月として計算するものとする。この場合において、1月とは、占用開始の日から翌月の占用開始の日に対応する日の前日(応当日のないときはその月の末日)までをいう。